

平成21年9月25日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者の役職 代表取締役社長 飯 島 康 輔
(JASDAQ・コード1997)

問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 専 務 執 行 役 員 藤 沼 一 男
電 話 番 号 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

東京地方裁判所において係属中でありました訴訟について、平成21年9月25日、下記のとおり和解が成立し解決に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成19年3月6日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は平成19年2月16日、株式会社しまナーシングホーム(茨城県東茨城郡)より、393,225千円の債務不存在の確認請求訴訟を東京地方裁判所に提起されました。本件は、当社が施工した建物について、同社の意図する設計・施工がされていない(瑕疵担保責任の存在)として、393,225千円の損害賠償を要求し、同額を当社の建築工事請負残代金と相殺すべく主張したものであります。

これに対し当社は、今回の施工において、当社が主張する瑕疵担保責任はないものと認識しており、平成19年3月9日、当社に対し請負代金393,225千円及び遅延損害金の支払いを求め、東京地方裁判所に請負代金請求訴訟の反訴を提起していましたが、平成20年1月31日、当社から393,225千円の支払いを受け、当社提起の請負代金請求訴訟の一部取下げ(遅延損害金請求訴訟のみ)に合意いたしました。

その後、株式会社しまナーシングホーム提起の損害賠償請求訴訟は継続し、平成20年2月12日、当社は損害賠償請求額を800,000千円に変更しておりました。

当社は、当社提起の損害賠償請求訴訟については、当社が主張する瑕疵担保責任はないものと確信し、損害賠償請求額にも何等根拠がないとし、裁判において当社の正当性を主張し争ってまいりました。

今回の和解に至った経緯につきましては、本件係属中に当社より和解の申入れがあり、協議を行ってまいりましたが、本件訴訟が継続された場合の訴訟費用等総合的に判断した結果、当社が一部瑕疵を認め和解金4,000千円を支払うことで、平成21年9月25日和解が成立いたしました。

2. 和解の相手方

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 商 号 | 株式会社しまナーシングホーム |
| (2) 本店所在地 | 東京都新宿区西五軒町11-10 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 大関 義規 |

3. 和解の内容

当社は、株式会社しまナーシングホームに対して、4,000千円の和解金を支払う。

4. 今後の見通し

本和解金4,000千円は、平成22年8月期 第1四半期において特別損失に計上いたします。

以 上